



文献調査前に 住民投票を！

子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会

事務局 048-0401 寿都郡寿都町字新栄町 101-6

TEL/FAX : 0136-62-3630 kakugomino@gmail.com

<https://www.facebook.com/106569234530018/>

No.7 2020年11月5日発行

【住民投票条例の採決の見通し】

町民の会が行った住民投票条例の直接請求について、11月11日に片岡春雄町長が臨時議会に提出、13日にも採決される見通しとなりました。

核のゴミの最終処分場の文献調査への応募を認めるか否か。10万年先の寿都を決めるかもしれない大きな問題にもかかわらず、片岡町長は、町民の意見を聞き捨て、議会に諮ることもなく、応募を決めてしまいました。本来ならば、応募の前に、町民一人ひとりの意見を聞く住民投票を行うべきであったにもかかわらず、独断で、町の将来を大きく左右する政治的決断を行ったことは許されません。

しかし、住民投票条例が可決されたら、町民一人ひとりが無記名で投票することができます。これは、文献調査に反対する町民だけでなく、町長にとっても悪い話ではありません。肌感覚で過半数が賛成しているのではなく、実際に住民投票で過半数が賛成していると分かれば、胸を張って、「応募は正しかった」と言えるではありませんか。

皆さん、お近くの議員に、住民投票条例に賛成するようお願いしましょう。町民の声を反映する寿都町政を実現しましょう。

【全国各地で行われた住民投票の結果】

住民投票条例制定の直接請求は、寿都では初めてのことですが、全国各地を見渡すと、109回もの住民投票が行われています（市町村合併に関する住民投票は除く）。原発や産廃施設のような、いわゆる迷惑施設については、反対が勝つことが多いですが、賛成が勝った例もあります。

①新潟県巻町「東北電力の巻原子力発電所建設」

1996年8月4日 投票率 88.29% 賛成 38.55% 反対 60.85%

②岐阜県御嵩町「産業廃棄物処理施設の設置」

1997年6月22日 投票率 87.50% 賛成 18.75% 反対 79.65%

③新潟県刈羽村「刈羽原子力発電所プルサーマル計画の導入」

2001年5月27日 投票率 88.14% 賛成 42.52% 反対 53.40% 保留 3.63%

④高知県日高村「産業廃棄物処理施設の設置」

2003年10月26日 投票率 79.80% 賛成 49.91% 反対 39.38%

【道内他市町村の住民投票条例】

寿都町には住民投票条例がないため、町民の会は、地方自治法に基づいて、署名を集めて、住民投票条例を制定する直接請求を行いました。この直接請求の欠点は、条例が制定されるかどうか、議会まかせになっていることです。

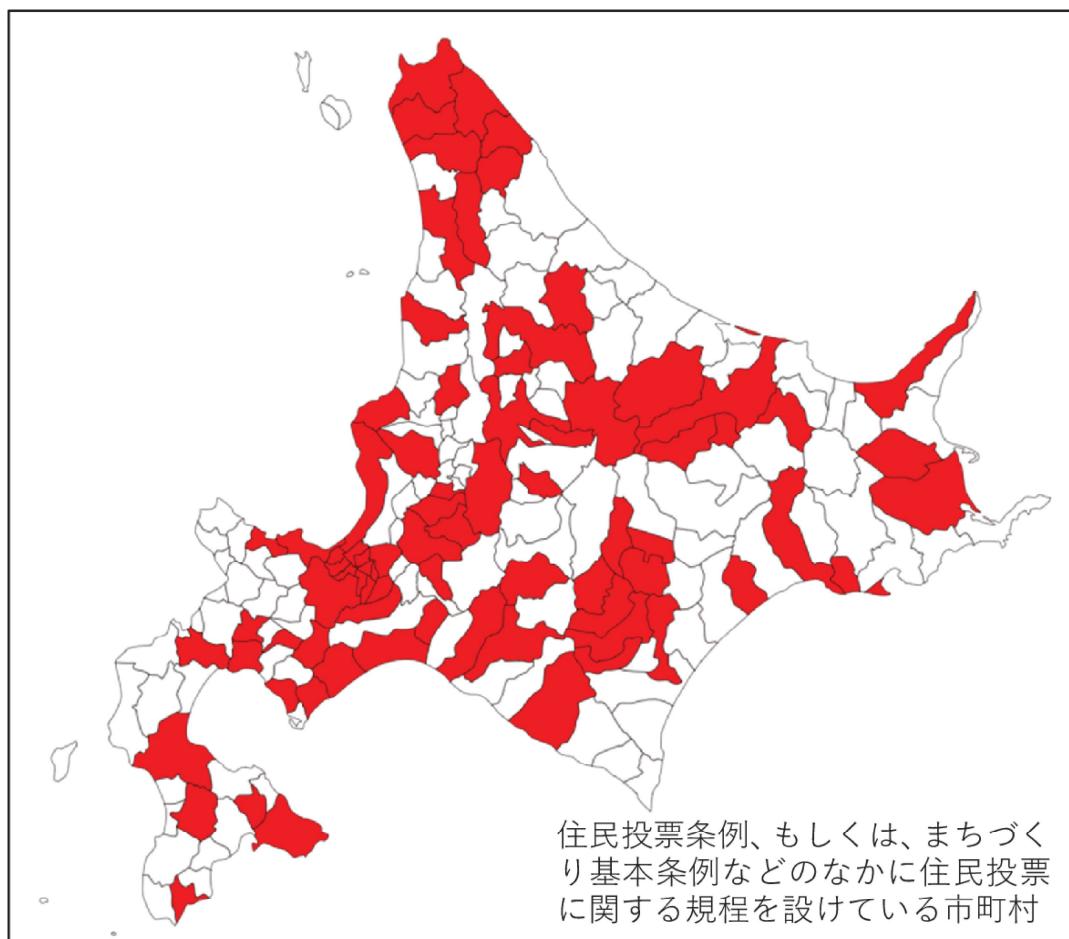
ところが、全国の自治体の条例を調べてみると、あらかじめ、常設型の住民投票条例を設けている自治体があります。これらの自治体では、住民投票を求める要件をあらかじめ定めておき、それが整えば、議会とは関係なしに必ず投票が実施されます。道内では、遠軽町や芦別市・北広島市・美幌町・苫小牧市・北見市・占冠村などに住民投票条例があります。

苫小牧市の「住民投票制度の意義と位置付け」には、「市政の重要な課題について、住民の意思を的確に把握し、最終的な判断を行うことは、市民自治を進める上で有益かつ重要」とあります。また、住民投票は、「議会や市長の意思決定に住民意思を反映させるための手段であることから、現行の自治体の政治制度である間接民主制を否定するものではない。また、住民が自らの意思を直接表明することができることは、市政の活性化されるとともに、議会や長の役割について、その重要性が大きくなることにつながると考えられる」ともあります。住民投票制度を作り上げ、市政の重要な課題が議論になったときには、この制度を積極的に活用して、市政の方向を定める、それが議会や市長の役割をより重要なものにするのだという決意が込められています。

いま、寿都町を大きく揺るがせている文献調査への応募問題を、苫小牧市の「住民投票の制度の意義と位置付け」に当てはめると、まさに「町政の重要な課題」であり、「住民の意思を的確に把握し、最終的な判断を行う」べき事柄であり、住民投票を行うことは、町民の自治を進める上で、「有益かつ重要」だと言えます。

なお、私たちの確認できた範囲では、道内の自治体 179 市町村のうち 72 市町村において、住民投票条例が制定、もしくは、まちづくり

基本条例などのなかに住民投票に関する規程が含まれています（「条例 Web アーカイブデータベース」による）。これだけの市町村で、間接民主制を補完する役目としての住民投票制度に期待して、条例を設けているのです。



【寿都町における特定放射性廃棄物最終処分施設建設地選定に関する文献調査への応募に関する住民投票条例案】

私たちが町長に直接請求した住民投票条例案は全 17 条からなっています。これから町を背負うことになる中学生以上が投票できること、無記名で投票できる秘密投票であることなどを、みんなで話し合って決めました。その一部を紹介します。

第1条 この条例は、寿都町における特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第6条1項に定める特定放射性廃棄物最終処分施設建設地選定に関する文献調査（以下「高レベル放射性廃棄物最終処分施設建設地選定の文献調査」という。）への応募について、町民の賛否を明らかにし、もって町行政の将来的な運営方針を定めることを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため、高レベル放射性廃棄物最終処分施設建設地選定の文献調査への応募に対する賛否について、町民による投票（以下、「住民投票」という。）を行う。

2 住民投票は、町民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

第5条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、条例制定後 30 日以内とし、町長は投票日の 10 日前までにこれを告示しなければならない。

第6条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、投票日において寿都町に住所を有する者であって、前条に規定する告示の日（以下「告示日」という。）において、次条に規定する資格者名簿に登録される資格を有する者とする。

第7条

3 資格者名簿の登録は、本町に住所を有する中学生以上の住民で、その者に係る本町の住民票が作成された日（他の市区町村から本町に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 22 条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き 3 月以上本町の住民基本台帳に記録されている者について行う。

第8条 住民投票は、秘密投票とする。

第11条 投票資格者は、寿都町が高レベル放射性廃棄物最終処分施設建設地選定の文献調査に応募することに賛成するときは投票用紙の賛成欄に、寿都町が高レベル放射性廃棄物最終処分施設建設地選定の文献調査に応募することに反対するときは投票用紙の反対欄に、自ら○の記号を記載して、投票箱に入れなければならない。

第15条 住民投票に関する運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等により、町民の自由な意思が拘束され、不当に干渉されるものであってはならない。

卷之二

